

# めぶきアセアンレポート

## MEBUKI ASEAN REPORT

2019年6月号

- ◇ 【 ベトナムハノイ通信 】～ベトナムにおける不動産投資について～ . . . . . P. 1
- ◇ 【 フィリピン通信 】～改正会社法について～ . . . . . P. 3
- ◇ 【 アセアン駐在員コラム 】 . . . . . P. 5
- ◇ 【 アセアン各国株式市場・為替情報 】2019年5月の動き . . . . . P. 7
- ◇ 【 アセアン各国ニューストピックス 】 . . . . . P. 8
- ◇ 【 アセアン・インド休日情報 】2019年6月～2019年8月 . . . . . P. 9
- ◇ 【 めぶきアジアネットワークのご紹介 】 . . . . . P. 10

### 常陽銀行シンガポール駐在員事務所

63 Market Street #11-03  
Bank of Singapore Centre,  
Singapore 048942  
TEL:65-6225-6543

### 常陽銀行ハノイ駐在員事務所

5th Floor, Sun Red River,  
23 Phan Chu Trinh Street,  
Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam  
TEL:84-24-3218-1668

### 足利銀行バンコク駐在員事務所

689, Bhiraj Tower at EmQuartier,  
27th Floor, Room No.2714,  
Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana,  
Bangkok 10110, Thailand  
TEL:66-2-261-2852

本レポートの内容につきましては、当行の信頼し得る先からの情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、信頼性を保証するものではありません。具体的に法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談くださいますようお願い致します。



## ベトナムハノイ通信～ベトナムにおける不動産投資について～

これまでベトナム政府は、外国人や外国企業の不動産購入などに対し様々な規制をかけてきました。2007年の世界貿易機関（以下、WTO）加盟などにより、外国人の不動産購入を条件付で認めました。近年では2015年7月1日のベトナム住宅法改正以降、外国人による住宅所有の制限が緩和されました。今後各種インフラ整備が進む中で、不動産市場の活性化も期待されています。今回のレポートでは、ベトナムにおける不動産投資に対する規制、メリットやデメリットなどについてまとめます。

### 1. 不動産に関する法制度

ベトナムでは日本と違い、土地は国民の共有財産であると法律に規定されており、ベトナム政府が所有者を代表し全ての土地を管理しています。そのため、各人が「土地を所有する」という考え方ではなく、政府が土地を使用する者に「土地の使用権を付与する」という形態が取られています。また建物の場合、土地の使用権者と異なる建物保有者も認められており、建物の保有者と利用者が違うことも可能で、建物賃借権も認められています。

### 2. 不動産購入の規制・条件

ベトナムにおいて、外国人が不動産を購入するにあたり以下のような規制・条件があります。

- ①不動産購入時にベトナムに入国可能なパスポートを保持していること。
- ②住宅を購入する場合、外国人に与えられる住宅の所有期間は50年間と定められています。また、1回限り更新が認められおり、50年の延長が可能です。
- ③分譲マンションは1棟につき、外国人の所有比率は全戸数の30%までと所有比率制限が設定されています。（戸建て住宅の場合、1街区（※）につき250戸までです。）  
（※）街区・・・道路、鉄道、河川、水路、恒久的な施設に囲まれた市街地の一区画。
- ④不動産の所有および購入は個人投資家に限定されており、外国法人及び機関投資家には認められません。
- ⑤中古物件は原則購入できず、新築プロジェクトのみが対象です。ただ、外国人の中古物件購入はできませんが、外国人所有の物件であれば所有期間を引き継ぐという方法で中古物件の購入も可能です。

### 3. ベトナムにおける不動産投資のメリット・デメリット

#### （1）メリット

- ①中長期的な物件価格の上昇、安定賃料の確保

2016年から2018年にかけて、ベトナムのマンション価格は年率で約7%上昇するなど、このところの不動産価格の上昇を受けて、ややバブル気味との指摘もあります。しかし、2017年時点でのマンションや高級住宅価格を見てみると、東京を100とした場合、他東南アジア諸国のバンコクが約23、インドネシアジャカルタが約22である一方、ハノイやホーチミンは約10とアジア諸国の中でもまだまだ低い水準であることが分かります。また現状、ハノイ市内の不動産物件（マンション、アパート等）の入居率も約60～80%と比較的

高い水準となっています。ベトナムの中位年齢は 30 歳で経済成長期でもあり、富裕層の増加だけでなく中間所得者層の拡大も期待されることから、今後の安定した賃料収入も期待できます。

②天災が少ないこと

ベトナムには火山がなく、地震の心配もほぼありません。ベトナムを通過する台風がまれに発生しますが、北部・南部共に被害は限定的であるケースが多く、不動産物件への影響はほぼありません。

(2) デメリット

①煩雑な諸手続き

ベトナムで物件を購入する際の所定の手続きは複雑で、数週間から数ヶ月の期間を要することがあります。また新築物件の登記証明書は、発行までに数年かかることも稀ではありません。さらに法律や施行細則の解釈や運用が、地方や地域によって異なるため、物件の購入を希望する外国人を混乱させる原因となっています。

②国家として未熟であること

社会主義国家であり役人の権力が強いため、突然、法改正が実施される可能性があります。資本主義国家とは異なる事態が起こり得ることを理解しておく必要があります。

③資金回収の難しさ

不動産取引時の決済方法に問題があり、不動産売却益を海外に送金する際の手続きが煩雑です。これは不動産投資に限らず、各種投資で発生したキャピタルゲインを海外に送金することは制度上可能です。しかし、原則として資本流出を国家で管理しているベトナムでは、実際の手続き上で何らかの制限がかかる可能性は否定できません。運用面での不透明性が依然として残っているため、投資資金回収の際には注意が必要です。

4. おわりに

ベトナム不動産市場は、外国人に対して市場を開放してからまだ数年程度のため、不動産に関する法整備はまだまだ発展途上にあります。また、社会主義国家のため今後法律が突然変更される可能性もあります。しかし、経済成長著しいベトナムは、不動産市場の更なる活性化も見込まれ、今後海外投資家からの注目を集めることも予想されます。引き続き、ベトナムにおける不動産市場の動向について注視し、情報発信していきます。

以上

【常陽銀行ハノイ駐在員事務所 駐在員 安彦 秀紀】

## フィリピン通信～改正会社法について～

今年2月に改正された会社法への関心が高まっており、フィリピン国内で数多くのセミナーが開催されています。会社の存続期限や取締役の人数の下限が変更された一方、会社の報告責任が強化され、政府職員への賄賂防止策の導入が義務付けられました。既存企業には2年間の適用猶予が認められますが、迅速な対応・準備が求められています。今回は、改正会社法についてレポートします。

### 1. 新会社法、2年以内に強制適用へ

ドゥテルテ政権の経済法制改革の一環として会社法が改正され、新法は今年2月23日に施行されました。会社の存続期間がこれまでの50年から無期限になったほか、旧法では発起人は自然人のみであるのに対し新法では法人も認められ、株主・社員が1人の「一人会社」の設立も可能になりました。取締役の人数は、5～15人から2人～15人（公益企業の場合、独立取締役が全体の20%）となり、取締役の人数を減らすことも可能です。

【表1：会社法新旧比較】

現行法	改正法
・存続期限 50年	・存続期限：無期限
・最低払込資本金：5,000ペソ	・最低払込資本金：なし
・授權資本の最低25%を引き受け	・授權資本の最低引受額の制限撤廃 (増資においては制限あり)
・発起人：5名から15名までの自然人のみ	・発起人：15名まで。法人を認める。自然人の場合1人会社も可
・取締役：5名から15名	取締役：2名から15名 (公益企業の場合、独立取締役が全体の20%)

新法により法人設立が容易になった一方で、「取締役選任などに関する報告義務」「会計報告の責任強化」「賄賂防止策の導入義務」「株主総会報告事項の努力義務」「会社記録の準備」などが新たに規定されました。既存企業には2年以内に対応が求められており、現時点から準備を進めていくことを、フィリピン国内各機関が促している状況です。

【表2：既存企業への会社改正法の適用スケジュール】

日程	
2019年2月23日	・適用基準時期 ・対応策決定
2020年1月1日以降	・2020年に実施する提示株主総会までに対応策承認
2021年1月1日以降	・2021年2月23日に強制適用 ・2021年に実施する提示株主総会で完全対応

(BDOユニバンクの情報を元に筆者作成)

取締役選任などに関する報告義務では、取締役や役員が辞任した場合、7日以内にフィリピン証券取引委員会（SEC）に報告し、（満期や解任を除き）45日以内に後任を選出することが義務付けられました。

賄賂防止策の導入では、「透明性が高く、合法的な業務遂行のための対応策」「不正や賄賂に対する方針、倫理規定、手続き規定」が求められます。防止策が講じられずに従業員や役員が贈収賄を行った場合、会社の責任が問われ、最大 500 万ペソ（約 1,080 万円）の罰金の対象になります。従業員が賄賂を知らずながら容認、または適切に処罰しなかった取締役や役員には 50 万～100 万ペソ（約 108 万円～216 万円）の罰金が科されます。また、会社が違反者である場合、裁判所の判断により、違反の責任を負うべき取締役、役員、従業員だけでなく株主に罰則を科すことができると規定されたことも留意しておく必要があります。

## 2. ビジネス環境改善に期待

2016 年 6 月に就任したドゥテルテ大統領が選挙公約に挙げた、「犯罪・薬物・汚職の撲滅」「食糧生産・教育医療の改善、災害対策」「全国的な経済成長」「物流の改善」「労働条件の改善」を着実に実行に移しており、経済法制も大きく変わってきています。中でも、昨年 5 月に成立したビジネス環境改善法（共和国法第 11032 号：行政機関における各種申請手続き（建築許可等）から承認までの期限を設定したもの）では、中央官庁や地方自治体などによる許認可手続きが簡素化されました。また同法では、手続きに要する期間を 3～20 営業日に制限し、違反した政府担当者には初回で 6 か月以内の停職、2 回目では懲罰解雇や禁錮 1 年といった重い罰則を科しています。早期に施行細則（IRR）が制定されることに、各方面から期待が寄せられています。

## 3. おわりに

世界銀行の 2019 年版「ビジネス環境ランキング」で、フィリピンは世界 190 ヶ国・地域中で 124 位。前年の 113 位から後退し、特に評価項目のうち「法人設立」は 166 位と下位に沈んだ結果となりました。フィリピン政府は、会社法（1980 年施行）の改正が遅れたことが、低評価に繋がっているとの見方を示しています。

既存企業にとっては改正に伴う負担がありますが、今後フィリピン進出を検討している企業にとっては、環境改善に向けたものであると感じます。引き続き、フィリピンの法制度を注視し、情報発信していきます。

以上

【BDO ユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史】

## アセアン駐在員コラム

アセアン駐在員コラムでは、東南アジア各国で生活している駐在員や現地スタッフからの情報を毎月発信しています。



## 【シンガポール】～グレート・シンガポール・セール (GSS) ～

シンガポールでは、1年に1回グレート・シンガポール・セール (GSS) という国を挙げての大々的なセールが行われます。今年で26回目になり、2019年は6月21日から7月28日と発表されました。

この期間は島内の大多数の店でセールが開催され、ブランドショップが並ぶオーチャードエリアは特に盛り上がります。店の前に長蛇の列が出来ることもあり、入場制限を設けているお店もあります。30%から70%引きとの表示もあり、物価の高いシンガポールであっても、この時期ばかりは購買意欲をそ

られて財布の紐が緩みやすくなります。お店によりセール期間が異なりますが、GSS期間中にシンガポールへお越しになる方は、買い物天国を肌で感じてみてはいかがでしょうか。

(常陽銀行シンガポール駐在員事務所 現地スタッフ 関 順)



【買い物客で賑わうオーチャードロード】



## 【ベトナム】～おすすめスイーツ～

ベトナムの暑い時期を乗り切るため、ベトナムの夏にぴったりのローカルスイーツ「チェー(Chè)」を紹介します。チェーは、「ベトナム風ぜんざい」とも呼ばれ、マンゴーなどの果物、芋類、豆類、タピオカや寒天などの具材にココナツミルクをかけて食べます。お店によっては、トッピングを選ぶこともでき、オリジナルのチェーを作ることができます。また、チェーの上にかき氷を乗せて食べると、夏の暑さを忘れられるほど体もひんやりして、非常に美味しいです。チェーは、屋台などで売られていることが多く、値段も2～3万ドン(約100～150円)で、食べられるスイーツです。この暑い時期にハノイへお越しの際は、冷たくて優しい甘さのチェーを食べながら、ハノイを観光してみてもはいかがでしょうか。

(常陽銀行ハノイ駐在員事務所 現地スタッフ グエン ティ トウイ)

【ベトナムスイーツ「チェー」】







### 【タイ】～「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催～

2019年5月17日、タイに拠点を持つ地方銀行20行が共同で「タイ日系企業ビジネス交流会」を開催しました。今回で4回目の開催となり、タイに進出する各銀行の取引先さま442社519名を一同に集めた大きなイベントとなりました。

交流会については2部構成で開催され、前半は一般財団法人アンガーマネジメント協会代表理事によるセミナーを行い、後半は情報交換やマッチングを目的とした参加企業の交流会を実施し

ました。参加された取引先さまからは、「タイで仕事をするうえでセミナーの内容は重要なことであると感じた。」「参加企業数が多くたくさんの企業と面識を持つことができた。」「日系企業の情報交換の場として有効であった。」などのお声をいただきました。

(足利銀行バンコク駐在員事務所 駐在員 塚本 修平)

#### 【交流会の様子】



### 【フィリピン】～ローカルブランドの奮闘～

1億人を超える人口と、拡大する中間層の購買力を見込んで、マニラ首都圏には海外ブランドが増えてきました。

そうした中でも日常を支えている地元ブランドは奮闘しています。特にファーストフード・チェーン（ハンバーガー系）の「ジョリビー」は、マクドナルドを超える750店舗を有し、フィリピン人が好む三原則「甘い・おいしい・安い」を一番満たしているブランドです。赤い楽しげな蜂のマスクットは、フィリピンで知らない人はいないといってよいでしょう。

薬、書籍、雑貨などの分野でも地元ブランドは健在で、ショッピングモールには必ず入居しています。週末はジョリビーで食事をし、映画を観て、ローカル系スーパーマーケットで1週間分の買い溜めをして帰宅するローカル家族が増えています。

(BD0ユニバンク マニラ駐在 鶴見 圭史)

#### 【賑わうジョリビーの様子】



## アセアン各国株式市場・為替情報（5月）

アセアンの株式・為替市場の動向について（5月）

国	株式市場				為替市場			
	株価指数	月末株価	月間騰落額	月間騰落率	通貨単位	月末為替レート(円)	月間騰落額	月間騰落率
シンガポール	ST指数	3,117.76	▲282.44	▲8.31	1シンガポールドル	78.77	▲3.11	▲3.80%
マレーシア	KLCI総合指数	1,650.76	8.47	0.52%	1リンギット	25.96	▲0.97	▲3.59%
タイ	SET指数	1,620.22	▲53.30	▲3.18	1バーツ	3.43	▲0.06	▲1.64%
フィリピン	フィリピン総合指数	7,970.02	17.30	0.22%	1ペソ	2.09	▲0.06	▲2.78%
インドネシア	ジャカルタ総合指数	6,209.12	▲246.24	▲3.81	100ルピア	0.76	▲0.03	▲3.24%
インド	SENSEX指数	39,714.20	682.65	1.75%	1ルピー	1.55	▲0.05	▲3.00%

出所：Bloomberg

## 【株式市場】

## ➤ シンガポール：米中貿易懸念がシンガポール景気の減速懸念を加速

米大統領が対中関税引き上げを示唆し、米中貿易懸念が高まり大幅急落した。貿易摩擦激化がシンガポール経済を下押しすると懸念が広がり続落。2019年GDP見通しも引き下げられ景気減速懸念が加速し、シンガポールST指数は前月比▲8.31%で取引を終了した。

## ➤ マレーシア：米中貿易懸念で下落もマレーシア株は見直し買い

米中貿易摩擦への懸念が根強く大幅下落。月央は米大統領の楽観的見通しや企業の好決算発表を材料にもみあうも、24日に年初来安値を更新。月末にかけては、割安感からマレーシア株への買いが入り上昇に転じ、マレーシアKLCI指数は0.52%で取引終了した。

## ➤ タイ：米中貿易懸念やタイ国内企業の減益決算の影響から下落基調

化粧品企業の減収減益決算や航空会社の赤字転落の発表を受けて大幅下落。米中貿易摩擦への懸念が拡大する中、東南アジア株に対する見直し買いが強まり反発した。その後は月末にかけてもみあい、タイSET指数は前月比▲3.18%で取引を終了した。

## ➤ フィリピン：中間選挙は現大統領派が勝利、また約3年ぶりの利下げを実施

中央銀行は約3年ぶりの政策金利引き下げを実施するも16日まで大幅下落した。その後現大統領派の勝利や企業の好決算発表を受け反発した。さらにフィリピン通信企業とファーウェイの連携を受け出来高を伴い続伸し、フィリピン総合指数は前月比0.22%で取引を終了。

## ➤ インドネシア：ジョコ大統領再選を好感、月末にかけて持ち直し

上旬から中旬までは、米中貿易懸念を背景とした世界的株安の影響を受け下落基調で推移した。20日に反発し、ジョコ大統領の再選が発表され続伸。月末には低所得者向けの優遇税制の発表が好感された。ジャカルタ総合株価指数は前月比▲3.81%で取引を終了。

## ➤ インド：モディ政権への期待感から史上最高値を更新

インド総選挙や決算発表、米中貿易摩擦の警戒感から大幅下落した。16日に反発すると、与党勝利観測が浮上し政策安定期待から20日に史上最高値を更新。さらに与党連合の勝利が確実視され、モディ政権への期待感から史上最高値を再度更新し、インドSENSEX指数は前月比1.75%で取引を終了した。

【常陽銀行シンガポール駐在員事務所 駐在員 関 貴弘】



## アセアン各国ニューストピックス

## ◎経済

- シンガポール
  - ・投機抑制策で住宅市場停滞 ローン伸び率、過去最低水準 (5/3)
  - ・成長率上限、2.5%に下方修正 米中貿易戦争の下振れリスク懸念 (5/22)
  - ・民間企業の賃金上昇率、18年は4.6% (5/30)
- マレーシア
  - ・政策金利を0.25%引き下げ 金融タイト化に備え、許容範囲内 (5/8)
  - ・GDP成長率、1Qは4.5% 農業の急回復と家計消費が下支え (5/17)
  - ・政府がプラごみ対策に本腰 輸出先へ返送、年内対応に奔走か (5/30)
- タイ
  - ・タイのスタートアップ市場台頭 18年資金調達額、6年前の20倍 (5/9)
  - ・1~3月の投資申請は4割減 ECC低調、政府は公共事業急ぐ (5/15)
  - ・電子部品1Q決算、9%減益 摩擦やパーツ高で輸出産業に打撃 (5/28)
- インドネシア
  - ・20~24年中期計画、首都移転と人材育成が柱 (5/13)
  - ・米中貿易戦争悪化に強い懸念 中国製品流入、貿易救済措置要請 (5/17)
  - ・ジョコ大統領再選を実業界は歓迎、株価上昇 (5/23)
- フィリピン
  - ・米中摩擦、比への影響は最少 恩恵もなく産業構造の転換急務 (5/17)
  - ・日本企業、投資26件に合意 大統領随同行企業との商談も活気 (5/31)
- ベトナム
  - ・1~4月の新規設立企業、5%増の4.3万社 (5/3)
  - ・中古機械の輸入、細則発表へ 製紙や木材加工の機械で規制緩和 (5/24)
  - ・2029年にもシンガポール超え ベトナム経済、東南アジア3位に (5/30)

## ◎その他

- シンガポール
  - ・20年にも5G通信商用化 事業者選定、年内に2者以上 (5/8)
  - ・旅券申請書類の発行一元化、23年までに (5/13)
  - ・デング熱流行、昨年超えの4千人に (5/31)
- マレーシア
  - ・出国税導入、是非巡り混迷 観光業の減速や競争力低下を懸念 (5/29)
  - ・スマートメーターの電力料金過大請求で苦情 (5/30)
- タイ
  - ・自動車・住宅ローンの審査、厳格化の見通し (5/7)
  - ・有名ビーチのマヤ湾、21年まで閉鎖を継続 (5/10)
  - ・食品見本市、日本から72社・団体が参加 (5/31)
- インドネシア
  - ・ムスリム向けファッション、輸出拡大へ (5/14)
  - ・21歳女子大生が中ジャワ州の最年少県議に (5/23)
- フィリピン
  - ・肉もご飯も手づかみで、豪快食事法が人気 (5/17)
  - ・介護特定技能の合格84人、マニラで初実施 (5/27)
- ベトナム
  - ・ハノイではしか流行、年初から1100人感染 (5/8)
  - ・外食特定技能347人合格、ベトナム人が最多 (5/22)

(出所：各種新聞、雑誌)

## アセアン・インド休日情報

## 2019年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1 CD IN
2	3	4	5 IN ID SG MY PH	6 IN MY	7	8
9	10	11	12 PH	13	14	15
16	17	18 CD	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

## 2019年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 JP	16 MM TH	17	18	19 MM	20
21	22	23	24	25	26	27
28 TH	29 TH	30	31			

## 2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 SG	10
11	12 SG ID PH MY JP TH	13	14	15 ID	16	17 IN
18	19	20	21 PH	22	23	24 ID
25	26 PH	27	28	29	30	31 MY

※ナショナルホリデーのみ掲載  
※祝祭日名省略

出典：ジェトロ各国情報等

JP	日本	MY	マレーシア	TH	タイ
SG	シンガポール	PH	フィリピン	VN	ベトナム
IN	インドネシア	MM	ミャンマー	ID	インド
CD	カンボジア				

## めぶきFGアジアネットワーク

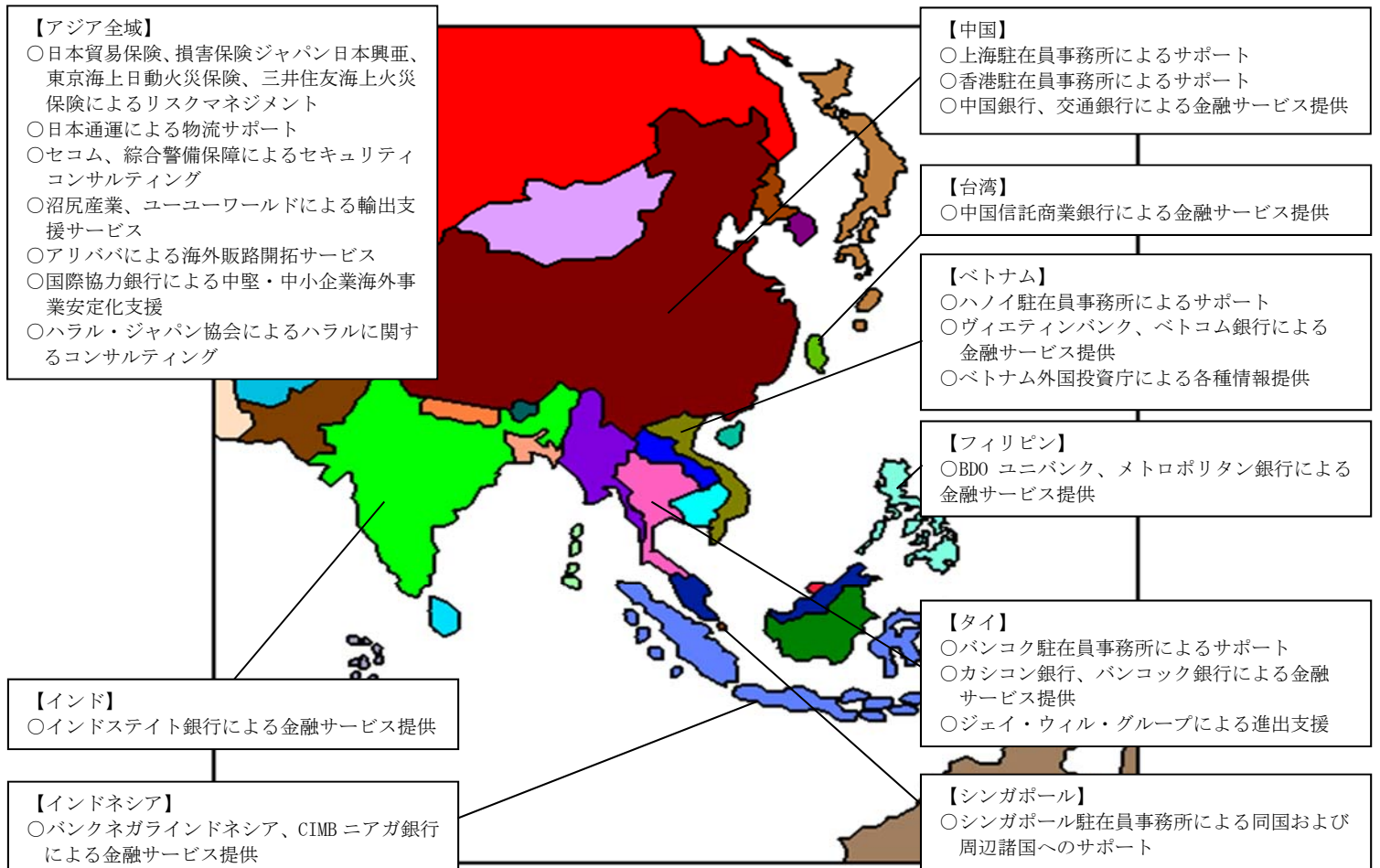
お客様の海外進出をサポートするため、様々な機関や外国銀行と業務提携を結び、支援体制の強化を進めています。

## ◎業務提携先一覧

提携先	常陽	足利	主な業務内容
中国銀行（中国）	●	●	中国国内情報の提供および各種金融サービスの提供
交通銀行（中国）	●		
中国信託商業銀行（台湾）	●		台湾情報の提供および各種金融サービスの提供
カシコン銀行（タイ）	●	●	タイ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
バンコック銀行（タイ）	●		
バンクネガラインドネシア （インドネシア）	●		インドネシア国内情報の提供および各種金融サービスの提供
CIMB ニアガ銀行 （インドネシア）		●	
ヴィエティンバンク （ベトナム）	●		ベトナム国内情報の提供および各種金融サービスの提供
ベトコム銀行（ベトナム）	●	●	
ベトナム外国投資庁 （ベトナム）	●		ベトナム関連セミナーの開催協力 ベトナム進出に関する各種支援、投資関連情報の提供
BDO ユニバンク（フィリピン）	●		フィリピン国内情報の提供および各種金融サービスの提供
メトロポリタン銀行 （フィリピン）		●	
インドステイト銀行 （インド）	●	●	インド国内情報の提供および各種金融サービスの提供
パナメックス（メキシコ）	●	●	メキシコ国内情報の提供および各種金融サービスの提供
アグアスカリエンテス州政府ほか（メキシコ）	●	●	メキシコに関する現地市場調査 投資情報の提供
日本貿易振興機構（JETRO）	●	●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力機構（JICA）	●	●	途上国での海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
国際協力銀行（JBIC）	●		海外展開支援融資の提供
日本貿易保険（NEXI）	●	●	輸出取引を行う際の海外取引リスクに備える各種貿易保険の提供
中小企業基盤整備機構		●	海外事業展開や各国制度等に関する各種情報提供
東京海上日動火災保険	●	●	海外リスク情報等の提供
損保ジャパン日本興亜	●	●	リスクマネジメントコンサルティングサービスの提供
三井住友海上火災保険	●	●	各種損害保険の提供
セコム	●		海外での安全システム・防犯危機商品の提供
総合警備保障	●		海外セキュリティサービスの提供

◎めぶきFG海外駐在員事務所

常陽銀行シンガポール駐在員事務所	63 Market Street, #11-03 Bank of Singapore Centre Singapore 048942 TEL:+65-6225-6543
常陽銀行ハノイ駐在員事務所	5th Floor, Sun Red River, 23 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam TEL:+84-24-3218-1668
常陽銀行上海駐在員事務所	上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1901 室 TEL:+86-21-6209-0258
常陽銀行ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue, 8th Floor, New York, NY 10019 TEL:+1-347-686-8420
足利銀行香港駐在員事務所	Suite 1601, 16th Floor, Tower 2, The Gateway, Harbour City, Kowloon, Hong Kong TEL:+852-2251-9475
足利銀行バンコク駐在員事務所	689, Bhiraj Tower at Emquartier, 27th Floor, Room No. 2714, Sukhumvit Road, Klongton-nue, Wattana, Bangkok, Thailand 10110 TEL:+66-2-261-2852



## めぶきFGイベント情報

## 【第11回 香港・華南地区 日系企業ビジネス交流会】

日 程	2019年6月14日（金）
開催国	香港
会 場	ニューワールドミレニアム香港ホテル（旧ホテル日航香港） 2F / Grand Ballroom
概 要	香港に拠点を持つ日本の地方銀行（16行）が協力し、11回目となる「香港・華南地区 日系企業ビジネス交流会」を香港で開催致します。お取引先様からの「変化の激しい中国のビジネス環境について役立つ情報が欲しい」、「同じ環境下で頑張っている日系企業同士のネットワークを広げたい」との共通のニーズにお応えするもので、今回より香港・華南地区に進出されていないお取引先様も参加いただけます。参加申込の締切は4月25日（木）となります。
費 用	お一人様 300 香港ドル
照会先	足利銀行 香港駐在員事務所 TEL+852-2251-9475

## 【Mfair バンコク 2019 ものづくり商談会】

日 程	2019年6月19日（水）～21日（金）
開催国	タイ：バンコク
会 場	BITEC Hall 105
概 要	製造業（タイでの部品調達、販路拡大を目的とする製造業企業）やソリューション企業（製造業企業にサービス、製品を提供する非製造業企業）を対象に商談会を開催いたします。大手製造業企業と直接商談できるバイヤーズエリアやタイ企業とのマッチングサポートがあり、新たなビジネスを創出するきっかけの場としてご利用いただけます。
URL	<a href="http://www.mfairshow.com/">http://www.mfairshow.com/</a>
照会先	足利銀行 バンコク駐在員事務所 TEL +66-2-261-2852



## 【FBC 広東 2019 ものづくり商談会 in 南海】

日程	2019年7月24日(水)～25日(木)
開催国	中国(広東省仏山市)
会場	インターコンチネンタルホテル仏山
概要	<p>本商談会は、中国での販路拡大や部材調達を希望する日系ものづくり企業等を対象とする商談会で、約200社の出展企業が2日間にわたり自社製品等をPRし、約2千名のバイヤー来場を予定しています。</p> <p>ご出展を希望される方は以下の照会先までご連絡ください。</p> <p>出展申込期間は4月30日(金)までとなります。</p>
費用	3,000人民元/1コマ(FBC上海2019ものづくり商談会ご出展企業様は無料)
URL	<a href="http://www.ecfna.com/Uploads/pdf/data/fbcnh2019_jp.pdf">www.ecfna.com/Uploads/pdf/data/fbcnh2019_jp.pdf</a>
照会先	<p>常陽銀行 上海駐在員事務所 TEL +86-21-6209-0258</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>

## 【FBC ホーチミン 2019 ものづくり商談会】

日程	2019年10月10日(木)～11日(金)
開催国	ベトナム：ホーチミン
会場	Phu Tho Indoor Sports Stadium
概要	<p>ベトナムでの部材調達や販路拡大を目的とする製造企業、製造企業にサービスや製品を提供するソリューション企業を対象に、商談会を開催いたします。</p> <p>Web上で商談の事前申込と顧客マッチングを行うことで、計画的かつ効率的な商談を行うことが可能となります。また、大手製造企業と直接商談できるバイヤーズエリアや、在ベトナム日系企業・ベトナムローカル企業に対し自社事業、製品をPRすることが出来ることから、新たなビジネスを創出するきっかけの場としてご利用いただけます。</p> <p>出展申込期間は2019年7月19日(金)までとなります。</p>
URL	<a href="http://fbchcm.factorynetasia.com">http://fbchcm.factorynetasia.com</a>
照会先	<p>常陽銀行ハノイ駐在員事務所 TEL +84-24-3218-1668</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>

## 【FBC 上海 2019 ものづくり商談会】

日程	2019年10月23日(水)～25日(金)
開催国	中国
会場	上海新国際博覧中心(上海市)
概要	<p>本商談会は、中国での販路拡大や部材調達を希望する日系ものづくり企業等を対象とする中国最大級の商談会で、約400社の出展企業が3日間にわたり自社製品等をPRし、約3千名のバイヤー来場を予定しています。</p> <p>出展対象は、自動化・ロボット、自動車関連、電子電機、環境・省エネ、機械設備など製造業全般となっています。</p> <p>ご出展を希望される方は以下の照会先までご連絡ください。</p> <p>出展申込期間は2019年7月31日(水)までとなります。</p> <p>なお、本商談会のご出展企業は、以下についても無料で出展可能となります。</p> <p>○FBC 江蘇 2019 ものづくり商談会 in 相城(2019年5月22日～23日) 蘇州在水一方大酒店(江蘇省蘇州市)</p> <p>○FBC 広東 2019 ものづくり商談会 in 南海(2019年7月24日～25日) インターコンチネンタルホテル仏山(広東省仏山市)</p>
費用	当行経由で申込の場合8,500人民元/標準コマ(約9㎡)
URL	<a href="http://www.ecfna.com.fbcsn">www.ecfna.com.fbcsn</a>
照会先	<p>常陽銀行 上海駐在員事務所 TEL +86-21-6209-0258</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>

## 【Food Japan 2019】

日程	2019年10月31日(木)～11月2日(土)
開催国	シンガポール
会場	Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre
概要	<p>Food Japan は、ASEAN 市場最大級の日本の食に特化した見本市です。</p> <p>出展対象は、農林水産品、加工食品・飲料、食器・伝統工芸品、調理器具、食品機械、店舗設備、食品素材、アグリイノベーション、ほかサービスです。ASEAN 市場の商品開発者(食品メーカー)、食品・飲料仕入れ責任者(レストランオーナー、ホテル、スーパー・小売、商社・卸)との商談の場、最終日は一般消費者へのダイレクトなマーケティングの場、販売の場として機能します。</p> <p>出展申込期間は2019年7月31日(水)までとなります。</p>
URL	<a href="http://www.oishii-world.com">http://www.oishii-world.com</a>
照会先	<p>常陽銀行 シンガポール駐在員事務所 TEL +65-6225-6543</p> <p>常陽銀行 市場国際部 国際業務室 各担当者 TEL 029-300-2728～2730</p> <p>または、海外進出相談フリーダイヤルまで TEL 0120-5931-28</p>